

# 令和2年第3回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 令和2年 9月11日 午前9時30分開議

議長

おはようございます。

定刻となりましたので、これより定例会を開催いたします。

本日、令和2年第3回定例会が招集されましたところ、ご多忙の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

々

これより、令和2年第3回川本町議会定例会を開会いたします。

それでは、ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

々

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、7番植田議員、8番片岡議員を指名いたします。

々

日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されております。

その結果につきましては、お手元に配布しております「審議予定表」(案)のとおり、本日11日から17日までの7日間とし、本日は、諸般の報告、町長行政報告、議案の提案及び提案理由の説明、全体審議、質疑までを行います。質疑は各会計決算認定議案を除いた全議案であります。

々

次に、決算特別委員会を設置し、これに審査並びに調査を付託し、本日11日から15日までの3日間の審査予定としております。

々

本日は、本会議終了後、引き続いて全員協議会、決算特別委員会を開催し、その後、議会運営委員会を開催し、終了後、常任委員会を開催する予定としております。

々

16日は、午前9時00分より本会議を開き、一般質問を行います。

本会議終了後、議会運営委員会を開催する予定としております。

なお、一般質問の通告期限は、本日の午後1時までとしておりますので、申し上げておきます。

々

最終日の17日は、午前9時30分より本会議を開いて、全体審議で討論

- 議長 を行い、採決をする予定としております。  
以上、この予定表（案）のとおり決定することに、ご異議はありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。
- 々 よって、本定例会の会期は、本日11日から17日までの7日間とすることに決定いたしました。
- 々 お諮りいたします。  
本会議における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。  
これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。
- 々 よって、そのように決定いたしました。
- 々 日程第3、「諸般の報告」を行います。  
議長としての報告事項は、お手元に配布しております「議長報告、議員派遣」の件のとおりですので、ご覧いただきたいと思っております。
- 々 以上で、「諸般の報告」を終わります。
- 々 日程第4、「町長行政報告」を行います。番外野坂町長。
- 番外野坂町長 令和2年第3回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
- 々 開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして諸般の事項についてご報告申し上げます。
- 々 はじめに、豪雨災害について申し上げます。  
7月豪雨で被災された方々に、心からお見舞いを申し上げます。  
江の川流域におきまして、観測史上最大の被害をもたらした、あの昭和47年7月の豪雨災害から、もうすぐ半世紀が経とうとする中、平成30年7月の豪雨災害から時を置かずして、再び大きな被害が発生しました。  
被災直後に現地を調査していただきました、青木国土交通副大臣をはじめとする県選出国會議員や、丸山知事、邑智郡選出の福井県會議員をはじめ

番外  
野坂町長

とする県議会議員に、江の川水系河川整備計画に基づく治水対策の加速化を、強く訴えました。

また、流域の市長や町長とともに県へ、さらには、丸山知事のリードのもと、国土交通省中国地方整備局にも出向いて、復旧・復興と被災者支援に向けた緊急要望を行ったところであります。

この度は、災害救助法の適用にはなりませんでしたが、先の豪雨災害から、僅か2年後の被災であることに鑑み、速やかな手厚い支援を決定いただいた県の措置を踏まえ、その時と同等、もしくは町単独で予算措置するなどして、一部それを上回る支援制度を設けたところです。

被災された方々の一刻も早い生活再建を支援し、全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大期に起きた複合災害を、ともに乗り越えていく決意ですので、町民の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

々 次は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」と言う）対策の状況について申し上げます。

感染症への対応にあたり、町民の皆様及び事業者の皆様には、予防対策の徹底に、ご理解とご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

7月以降、都市部を中心に、全国的に再び感染者が増加していることから、国がその枠を拡大された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を主な財源として、第三次となる対策に必要となる歳出を、9月補正予算案としてとりまとめておりますので、その概要についてご説明申し上げます。

々 はじめに、「地域の命を守る」ための取り組みであります。

まず、災害時の避難場所への対策として、主要な箇所に感染症の拡大防止備品の備蓄倉庫を確保します。加えて、災害時の対策として、大規模な避難所に防災無線設備を整備することや、まげなねっと自主放送を2チャンネル化することで、迅速な情報提供に努めます。

また、感染症と併発する恐れのあるインフルエンザ予防接種費の無償化、及び高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の負担を軽減し、町民の皆様の健康不安を解消します。

さらに、小中学校には感染症対策の備品を購入し、校内を消毒するスタッフを配置することで、教育環境における児童・生徒の予防対策を講ずるほか、文化施設においては自動検温器の設置等により、町民の方々に施設を安心してご利用いただける環境を整備します。

々 次は、「暮らしを支え、守り切る」ための取り組みであります。

まず、国による特別定額給付金の基準日である、4月28日以降に本町で出生された子どもに、

番外  
野坂町長

国と同様の額を定額として給付するほか、緊急事態宣言下においても、子どもを受け入れて、保育に従事していただいた職員の方々に、協力金を給付します。

また、国の農業経営持続化補助金の対象とならない農業経営者を拡充支援するほか、文化芸術活動及びスポーツ団体の活動継続を支援します。

さらに、税金や水道料金等のコンビニ収納や電子決済を可能とするシステム、及び選挙投票所への投票用紙自動交付機を導入し、また、道の駅の産直出荷者のバックヤードを整備することで、接触による感染リスクを軽減します。

々

次に「感染症に強い地域経済」のための取り組みであります。

まず、インターネット回線を介さずに、テレビ電話を可能とするシステムと告知端末を、必要な家庭に導入することで、医療機関の遠隔診療を支援します。

また、小中学校の体育館に空調設備等を整備し、分散学習の機会を確保します。さらに、児童・生徒に1人1台のタブレット端末を整備することに加え、オンライン学習に必要な、家庭環境の整備負担を軽減することで、非常時における子どもの学びを確保します。

行政側の感染予防対策として、町職員の分散勤務やオンライン会議に必要な設備、また、接触が困難な県外からの移住希望者の対応業務等を、オンライン化するための環境を整備します。

々

次に「地域経済を立て直す」ための取り組みであります。

まず、第2次対策で実施したプレミアム商品券をさらに拡充し、町民の方々と町内企業等で雇用されている方々に販売することで、企業の支援と消費の喚起に繋がります。

また、感染症の影響を受けながらも、新規ビジネスにチャレンジする事業者や、感染リスクを避けるためにUターンして事業を継続する事業者の起業を支援します。

町としましては、引き続き、国や県、医療機関などと緊密に連携を取りながら、感染予防と社会経済活動の両立が、可能となるよう取り組むことで、町民の皆様の暮らしを守り、雇用の維持と事業の継続を全力で支えてまいります。

々

次に、令和2年度普通交付税の算定結果について申し上げます。

普通交付税につきましては、17億6,641万6千円で、対前年度2.8%、4,762万7千円の増額となりました。また、臨時財政対策債の発行可能額は、5,839万4千円で、対前年度4.4%、266万5千円の減額となりました。

番外  
野坂町長

臨時財政対策債を合わせると18億2,481万円で、対前年度2.5%、4,496万2千円の増額となっております。なお、県内平均は1.8%の減であります。この増額の要因は、新たな費目である地域社会再生事業費6,906万5千円の皆増によるものであります。地方債の元金償還に伴う算入額を除く、実質の普通交付税額についても、対前年度3.1%、4,192万3千円の増額となります。

なお、当初予算と比較した場合、普通交付税は1,770万5千円の増額、臨時財政対策債発行可能額は110万3千円の減額となりました。普通交付税の増額分につきましては、財政調整基金の取り崩し額への充当を予定しております。

々

次に、令和元年度の決算についてご報告申し上げます。

はじめに、令和元年度の普通会計支出額は、46億397万8千円で前年度より11.2%増加しております。

要因としましては、まちごと魅力化センター整備事業をはじめとする普通建設事業費総額で、10億9,760万9千円を要したことがあげられます。

実質収支額は、3,625万1千円の黒字で、30年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は、2,146万7千円のマイナス、財政調整基金積立金を加えた実質単年度収支も、1,906万7千円のマイナスとなりました。

基金につきましては、財政調整基金240万円、減債基金470万円、公共施設等総合管理基金1億3,866万4千円、ふるさと思いやり基金646万2千円の積み立て等により、元年度末の基金残高は22億4,696万9千円となり、前年度末より7,602万4千円増加しました。

地方債につきましては、8億5,395万9千円の借り入れを行い、令和元年度末地方債現在高は、前年度より3億9,273万2千円増の48億8,069万9千円となりました。

経常収支比率は、前年度より0.1ポイント減の92.6%となっております。

々

次に、財政健全化を判断する4つの指標について申し上げます。

はじめに、「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は、いずれも黒字決算であるため数値は生じておりません。

「実質公債費比率」は、前年度より0.9ポイント増の8.1%となり、「将来負担比率」は、前年度より4.3ポイント減の9.4%となりました。

々

次に、町税等の収納状況について申し上げます。

番外  
野坂町長

令和元年度の個人町民税の収納率は99.7%で、対前年度0.1ポイント増。滞納繰越分を合わせた収納率は97.9%で、対前年度0.4ポイント増。2年度への累計繰越額は208万円となっております。

固定資産税の収納率は98.2%で、対前年度0.6ポイント増。滞納繰越分を合わせた収納率は91.5%で、対前年度0.1ポイント増。2年度への累計繰越額は1,025万円となっております。

軽自動車税の収納率は97.6%で、対前年度0.9ポイント減。滞納繰越分を合わせた収納率は95.5%で、対前年度1.5ポイント減。2年度への累計繰越額は58万円となっております。

国民健康保険税の収納率は97.5%で、対前年度1.3ポイント減。滞納繰越分を合わせた収納率は85.5%で、対前年度0.7ポイント増。2年度への累計繰越額は778万6千円となっております。

後期高齢者医療保険料の収納率は99.7%で、対前年度0.1ポイント減。滞納繰越分を合わせた収納率は99.6%で、対前年度0.3ポイント増。2年度への累計繰越額は14万7千円となっております。

それでは、町行政の主な動きにつきまして、順次ご報告申し上げます。

々  
まず、「特色を活かした活力あふれる産業のまち」に関する動きについてであります。

々  
はじめに、農産物の作柄について申し上げます。

令和2年産米の作柄は、水不足や病害虫の影響も少なく生育は順調で、全体の作況指数は、平年並みと見込まれております。

エゴマにつきましても、梅雨明け以降の日照に恵まれたことから、例年と同様の作柄と見込まれています。

園芸品や西条柿につきましては、8月の雨が少なかったため生育がやや悪くなっており、今後は、降雨の状況や、台風、病害虫の発生状況に左右されるものと思われれます。

々  
次に、担い手の確保について申し上げます。

今年度は、就農フェア等のイベントがすべて中止となり、就農促進業務が実施できておりません。このため、企業と連携した研修・就農プランを作成し、ホームページ上で、エゴマをはじめとした、本町ならではの特色ある就農パッケージを、情報発信するなどの対応をとっているところです。

々  
次に、特産品の振興について申し上げます。

戦略的ブランドであるエゴマの作付け申請が、8月末現在で61件、22.9ヘクタールほどあり、この段階では、昨年比0.9ヘクタールの面

番外

野坂町長

積増となりました。

誘致企業の株式会社三協においては、エゴマを活用した健康食品の試作と成分調査を終えられ、7月からは、今後の材料供給や販売方法について、地元生産農家との協議に着手されました。

さらなるブランド化に向けて、県が今年度から創設した産地創生事業への提案が採択されるよう、市場拡大や担い手の受け入れなどの協議を重ねているところです。

々

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

猟友会と連携した、集落をあげての駆除、防御、追い払いを3本柱とした対策が必要不可欠です。

このため、先般、工夫を凝らした柵の設置や、道具を使った追い払いに関する講習を行いました。また、電線入りネットによるサル被害の軽減効果を確認するために、中倉地区に実証圃場を設置したところです。

々

次に、森林環境の整備について申し上げます。

2年目に入りました森林経営管理法に基づく事業では、2地区の森林56ヘクタールについて、第三者への譲渡、又は、森林経営管理の委託を受けることを前提として、現在協議中です。

この森林での実施可能性について、本事業を推進するために県が設置した「森林経営推進センター」や森林組合と、現地調査などを行ったところです。

々

次に、産業振興課所管の交流施設等の管理について申し上げます。

弥山荘につきまして、施設の有効活用に向けて、隣接施設及び農村公園笹遊里とを統合するなどした上で、7月から8月末まで、次期指定管理者を公募し、このたび選定委員会を開催しました。

この選定状況につきましては、今議会の全員協議会で報告する予定となっております。

々

次に、観光の振興について申し上げます。

感染症へのリスクにより、旅行が控えられていることから、地域のPRを兼ねて、テレビ会議システムを活用したバーチャルな旅行商品を企画しました。これは、テレビ会議を通して、事前購入した特産品の生産者との会話や、地域の自然を映像で体験していただくものです。

また、今後のインバウンド需要を見越して、近隣在住の外国人を対象とした、試行的な旅行商品も企画しております。

々

つづいて、「便利で快適に暮らせる基盤が整うまち」に関する動きについて

番外  
野坂町長

てであります。

々

はじめに、道路整備について申し上げます。

町道事業では、中倉日向線の道路改良工事を継続して進めております。災害対策事業では、三島三谷線の落石対策工事について、今年度末の完成を目指しております。

県道事業では、主要地方道温泉津川本線の川下工区の道路改良工事につきましては、用地調査、実施設計が行われています。一般県道川本大家線の谷戸工区につきましては、橋梁上部工事が概ね完成し、引き続き道路改良工事、舗装工事が行われる予定となっております。

々

次に、簡易水道について申し上げます。

久座仁から多田間の配水管布設替工事については、今年度末の完成を目指しております。

々

次に、水防災・治水対策について申し上げます。

瀬尻・久料谷、谷、谷戸、日向地区の治水対策につきましては、8月に設立された、国土交通省、県、江の川沿線の市町で構成される「江の川水系流域治水協議会」において、今後の流域全体での整備方針等を協議することとされました。今後、各地区の流域治水計画案が示される運びとなっております。

また、江の川を管理する国の浜田河川国道事務所に対して、流下能力の向上対策を要望しましたところ、今月からは、矢谷川が合流する付近から下流にかけての樹木伐採を、その後、仙岩寺前に堆積した中州を除去する河道掘削を、実施していただくこととなりました。

々

次に、災害復旧について申し上げます。

公共土木施設につきましては、道路が1件、農地につきましては、田が1件、畑が3件、農業用施設につきましては、農道が1件、林地崩壊につきましては、1件の災害復旧に取り組みます。いずれとも、10月に災害査定が行われる予定です。

々

つづいて、「安心して暮らしやすい生活環境のまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、防災・減災について申し上げます。

このたびの豪雨災害は、平成30年7月の豪雨災害から僅か2年ばかりで発生した上、コロナ禍の中での複合災害ともなりました。

あらかじめ実施した避難所の開設訓練等で、浮かび上がってきた様々な



番外

野坂町長

課題等も踏まえ、避難体制の見直しを進めてまいります。

また、今後、洪水と土砂災害の被害予測範囲を地図化したハザードマップを、配布予定としております。これにより、それぞれのご自宅の状況を把握していただくとともに、避難が必要な際には、活かさせていただきますようよろしくお願いいたします。

々

次に、罹災証明書等の発行について申し上げます。

7月16日から、住宅の再建や税金の減免などに必要となる、罹災証明書等の申請受付を開始しております。

8月末現在の、この証明書の発行状況は、大規模半壊4棟、半壊14棟、準半壊に至らないもの5棟で、合計23棟となっております。

また、事業所等に対して、12件の被災証明書を発行しております。

々

次に、被災者生活再建支援制度について申し上げます。

住宅の建設・購入、補修等をされる場合に支援する制度について、8月6日と11日に町内2箇所で開催した説明会を行い、国の制度が適用される全壊・大規模半壊の世帯については、8月13日から申請の受付を始めました。

また、国や県の制度が適用されない、半壊や準半壊に至らない世帯については、町単独で制度を拡充したほか、家電製品や家具等の購入にかかる経費を支援する制度を、県が新設されたところです。こうした制度を活用し、被災者の生活再建を支援してまいります。

々

つづいて、「みんなが健康で安心にいきいきと暮らせるまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、高齢者福祉について申し上げます。

本町の高齢化率は、8月末現在で45%となり、前年同期と比較して、0.1ポイント減となっております。

90歳以上の方は170人で、総人口に占める割合は、5.3%となっております。また、今年100歳以上となられる方は12人で全て女性であり、町内の最高齢者は107歳の方であります。

長寿を祝って、90歳の方39人、95歳の方16人、100歳以上の方12人へ記念品を贈呈するとともに、今年度100歳を迎えられる2人の方へ、内閣総理大臣からの記念品を伝達させていただきます。

々

次に、介護医療連携について申し上げます。

これまでに、医療機関と介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所による「感染症対策医療介護部会」を、2回開催しております。感染症発生時の課題や予防対策等について、意見を交換したほか、社会医療法人

番外  
野坂町長

仁寿会からは、防護用ガウンの脱着講習を実施していただき、感染予防対策についてご指導をいただきました。

今後も、関係機関との情報共有等の連携を図りながら、感染症に対処してまいります。

々

つづいて、「夢や希望をはぐくむ教育・文化のまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、学校教育について申し上げます。

中学校は8月24日から、小学校は27日から2学期が始まりました。連日の猛暑の中、感染症予防と熱中症対策に十分配慮しながら、今学期の学校教育活動を進めてまいります。

国が推進するGIGAスクール構想の一環として、取り組んできました「公立学校情報通信ネットワーク環境施設設備事業」は、このたび工事が完了し、高速大容量の通信環境が整いました。今後は、国の補助金や交付金を活用して、児童生徒への1人1台端末を実現し、引き続きICT環境の整備に取り組んでまいります。

また、今年度計画しております学校施設設備の修繕工事は、夏季休業期間中にほぼ完了いたしました。今後も老朽化による修繕や整備を、計画的に進めてまいります。

々

次に、社会教育について申し上げます。

平成29年度から、野外体験活動を通して、子ども達が地域の魅力を発見することを目的として、「かわもとサマーキャンプ」を実施しております。今年度は感染症対策を講じた上で、3日間の日帰りキャンプとして実施し、江の川でのSUP（サップ）体験、三原地域での野外炊飯、因原地域での川遊びなどに、延べ46名の児童が参加しました。高校生や大学生のほか、中学生も初めて支援者として参加し、体験活動を通じた世代間の交流の場ともなりました。

8月14日には、できる限りの感染症対策を講じた上で規模を縮小し、今年の成人式を開催いたしました。対象者33名の内、10名が式典に参加され、新成人としての新たな門出を祝ったところであります。この若者たちの更なる成長を大いに期待しております。

々

次に、社会体育の推進について申し上げます。

延期しておりました親睦野球大会は、9月23日から開催いたします。また、9月27日には、邑智郡地域対抗陸上競技大会が、中学校グラウンドで開催されます。こうした大会を支援し、出場される選手の皆様をサポートしてまいります。

番外  
野坂町長

なお、例年11月に開催しております川本町一周駅伝競走大会につきましては、十分な感染症対策をとることが難しいと判断し、今年度は中止することといたしました。

々

次に、人権教育について申し上げます。

8月19日に開催した同和教育推進協議会の総会後の研修会において、美郷町在住の松村みはるさんを講師に迎え、『私の選んだふるさと』と題してご講演いただきました。ご自身が身近で感じられた実態や、関係者の思いを丁寧にお話いただき、正しい知識を正しく学び続けていくことの大切さを考える、貴重な機会となりました。

々

次に、文化振興について申し上げます。

悠邑ふるさと会館では、自主事業として計画しておりました自衛隊コンサートや大衆演劇の上演は、やむを得ず中止としました。今後、11月には、なつかしの優秀映画やテーマ映画などを含めて、8作品を上演する「しまね映画祭」を予定しております。文化施設や映画上映のガイドラインに則して、感染症の予防に配慮して実施してまいります。

また、このコロナ禍の中におきましても、文化芸術団体の活動が衰退することのないよう、発表の機会を提供するなど、活動の継続支援に向けた方策を検討しているところです。

々

つづいて、「人と人が支え合う協働のまち」に関する動きについてであります。

々

はじめに、島根中央高校の魅力化支援について申し上げます。

例年、6月から11月にかけて、県と協調して東京、大阪などで積極的に実施している学校説明会は、今年度は感染症の影響を受け、軒並み開催が見送られております。実際に相對して、思いを伝える募集活動ができておりませんが、インターネットを使った、全国規模のオンライン学校説明会を活用するなどの手段を講じております。8月18日に開催された第1回オープンスクールでは、昨年よりも24名多い115名の参加がありました。このうち県内中学生の参加は、昨年よりも36名多い99名と大きく増えており、県内入学者数の増加に向けた取り組みが進められております。

少子高齢化により、地元及び近隣市町の生徒が減少している中、県内の他地域からや、県外からの生徒の確保は必須であることから、引き続き高校と協力し、様々な取り組みを行ってまいります。

次に、まちごと魅力化センターについて申し上げます。

番外  
野坂町長

8月19日に入所式を行い、40名の女子生徒が新たな生活をスタートさせました。この施設の愛称は、全国からの130点の応募の中から、島根中央高校の全校生徒による投票により、生徒の成長や人々との新たな繋がりが生まれる場所になってほしい、という想いが込められた「C Pieces + (シーピース)」に決まりました。多くの人に親しまれ、町の活性化に向けた拠点となり、生徒や地域の方々双方にとって、魅力あるものとなるよう努めてまいります。

々

次に、ふるさと納税について申し上げます。

8月末現在のふるさと納税寄付額は、前年対比で86%増の626万円となっております。

返礼品の開発では、寄付者のニーズに幅広く対応し町内製品のPRのため、新商品及び新規事業者を追加しました。

また、7月豪雨災害支援の寄付枠を設けたところ、58名、74万円の寄付をいただきました。

々

次に、町出身者を応援する宅配事業について申し上げます。

感染症により帰省が自粛傾向にある中、町外で学業、就業等で生活している若年層の出身者を応援し、町への愛着を深めてもらい、将来のUターンへの契機ともすることを目的に、三原産コシヒカリとエゴマ商品を60名にお届けしました。また、同封したPRチラシにより、かわもと暮らし情報センターの活動を紹介しております。今後は、SNS情報を活用し、Uターン情報や町の話題を発信してまいります。

々

次に、企業の人材確保について申し上げます。

株式会社三協島根川本工場は、現在30名の方々が就業しておられますが、今後の事業拡大に向けて、更なる人材確保が最優先課題となっております。このため、県の人材確保育成コーディネーターと連携して、対策の検討や、近隣の高校での会社説明会の支援などを実施し、今後も継続支援してまいります。

々

次に、総合計画について申し上げます。

次期総合計画の策定につきましては、現在、現行計画の検証、基本構想の検討、人口ビジョンの改定作業等を行っております。また、計画の柱として、地区別の構想を盛り込むために、昨年度実施した全自治会へのヒアリング結果や、各団体等の考えなども踏まえて検討した素案をベースに、各地区で意見交換を実施したいと考えておりますが、現在、感染症の予防の観点から、その手法や時期について、見計らっているところです。

1月には、こうした過程を経てとりまとめた素案を、議員の皆様にお示

番外  
野坂町長 しし、パブリックコメントを経て、3月には、最終計画案をお示しできる  
よう策定作業を進めてまいります。

々 次に、広聴・広報について申し上げます。  
8月に町内3箇所で実施した「まちづくり意見交換会」では、町民の皆様から貴重なご意見をいただきました。主な内容については広報誌でも紹介し、課題と情報の共有を図るとともに、今後もあらゆる機会を活用し、町民の皆様のご意見を町政運営に活かしてまいります。

々 今定例会に提案しました案件は、条例案件1件、予算案件4件、決算案件5件、人事案件3件であります。  
後ほど、担当課長から、これらの説明をさせますので、慎重なご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

議長 以上で、「町長行政報告」を終わります。

々 お諮り致します。  
この際、日程第5、「議案第49号、川本町議会議員及び川本町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について」から、日程第17、「諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。

々 よって、そのように「決定」致しました。

々 執行部から、議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略します。

々 それでは執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めます。

々 日程第5、「議案第49号」について説明を求めます。  
番外高良町民生活課長。

番外高良町  
民生活課長 おはようございます。それでは、「議案第49号、川本町議会議員及び川本町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について」ご説明いたします。  
6ページの説明資料を、ご覧下さいませ。  
1. 制定の理由ですが、公職選挙法の一部を改正する法律が、令和2年

番外高良町  
民生活課長

6月12日に公布され、同年12月12日から施行されることとなりました。今回の法改正は、町村の選挙における、立候補の環境を改善することを目的に、(1) これまで、都道府県及び、市を対象としていた選挙公営、この選挙公営は、自治体が候補者の選挙運動の費用を公費で負担するものですが、この選挙公営が、町村にも同様に拡大されます。

(2) 町村議会議員選挙においても、ビラの頒布が解禁されます。

(3) 選挙公営の対象拡大に伴う措置として、町村議会議員選挙においても、供託金が導入されます。

このうち、(1)の選挙公営については、条例を定めることにより、選挙公営の拡大が図られることを踏まえ、新たに条例を制定することとし、令和2年12月12日から、施行するものであります。

2. 条例の概要ですが、①選挙運動用自動車の使用、②選挙運動用ビラの作成、③選挙運動用ポスターの作成、この3つが、選挙公営の対象となります。

はじめに、①の選挙運動用自動車の使用ですが、「一般運送契約」と「個別契約」の2通りの契約方式があり、候補者は、いずれか一つの方法を選択していただきます。

「一般運送契約」は、道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業を営む事業者と、燃料や運転手を含め、車を借り入れ、契約をしていただくものです。公営の限度額は1日64,500円で、候補者1人につき、1台分のみが対象となります。金額が上限に満たない場合は、実際に要した費用が対象となります。

次の「個別契約方式」は、先ほどの「一般運送契約」以外の方式によるものです。自動車の借入れ、燃料、運転手の雇用、この運転手の雇用は、運転業務に関する契約となりますが、それぞれに契約をしていただきます。

自動車は、1日につき1台分が対象です。

運転手は、1日1人ですので、複数の運転手と契約した場合でも、1日1名分のみが公費負担の対象となります。

次に、②「ビラの作成」ですが、公営による作成単価の上限は、7円51銭、枚数の上限は、1候補者につき頒布が認められている数量となります。

次に、③「ポスターの作成」ですが、作成単価の上限は、記載しております計算式に当てはめると、1枚5,026円です。枚数の上限は、ポスター掲示場の数で、直近では、69となります。

その下の米印のところですが、公営は、選挙運動期間の5日間を対象とし、無投票となった場合、自動車は告示日のみ、限度額の範囲内で公営の対象となります。

ポスターとビラは、限度額の範囲内ですべて対象となります。

3. 施行期日ですが、令和2年12月12日から施行し、施行日以後に

番外高良町  
民生活課長

期日を告示される選挙から適用となります。

続いて、裏面7ページをご覧くださいませ。

今回の、公職選挙法の改正の概要、3項目ですが、このうち1つめ、「第一」に記載されている「選挙公営の拡大」が、今回、条例を新たに制定することにより適用となるものです。

このほか、「第二」は、町村議会議員選挙において、ビラの頒布が、1600枚を上限に解禁されます。

また、「第三」は、町村議会議員選挙において、15万円の供託金制度が導入されることとなります。

なお、供託金が没収される得票数となった場合、公費負担は適用されず、すべて自己負担となります。

次の8ページは、都道府県や市と併せ、一覧表を参考に付けております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議 長

次に、日程第6、「議案第50号」について、説明を求めます。

番外左田野総務財政課長。

番外左田野  
総務財政課  
長

「議案第50号、令和2年度川本町一般会計補正予算（第6号）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ173,982千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,908,152千円とするものです。

今回の補正予算の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に基づく事業と、各事業の事業費の変更や普通交付税の交付額が決まったことなどによるものでございます。

まず、28ページの資料をご覧ください。

こちらが、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した川本町の事業でございます。

総事業費で、194,739千円、交付金の対象経費で184,718千円としております。

まず、1の感染拡大の防止に関連する事業ですが、事業費として34,631千円を見込んでおります。

感染症対策の備蓄品を保管する、3棟の備蓄倉庫整備事業4,500千円。避難所への防災無線整備事業3,310千円。まちごと魅力化センターなどへの、パーテーションを設置する感染拡大防止事業398千円。インフルエンザとの併発による重症化を防ぐための、インフルエンザ予防接種無償化事業12,045千円。肺炎との併発による重症化を防ぐための、高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用負担軽減事業280千円。小中学校の感染症対策備品を整備する、学校保健特別対策事業1,100千円。小中学

番外左田野  
総務財政課  
長

校へ教育サポートや、校内消毒などを行うスタッフを配置する、教育支援体制整備事業567千円。悠邑ふるさと会館へ自動検温機の設置やトイレ改修等を行う、文化施設における感染拡大防止事業9,564千円。

次に、2番目の雇用の維持と事業の継続に関連する事業ですが、事業費で40,908千円を見込んでおります。

4月28日以降に誕生した子どもへ1人あたり100千円の定額給付金を支給する、特別定額給付金1,500千円。経営の持続が難しくなった農業者に対する支援を行う、農業経営持続化補助金3,324千円。改良住宅型空き店舗を活用するための、サテライトオフィス等受入体制整備事業2,000千円。保育所等従事者に対する応援協力金支給事業1,250千円。感染症による経済的影響を軽減する、子ども医療費助成拡充事業3,015千円。窓口収納件数を減らすことによる感染リスクの軽減を図るための、コンビニ収納・電子決済導入事業3,685千円。分散学習のための電子黒板を設置する、学校分散学習支援事業2,220千円。学習機会確保のため、小中学校体育館への空調設備事業20,000千円。文化団体や子どものスポーツ活動を支援する、文化芸術活動及びスポーツ活動持続化補助金1,850千円。授業日数が増加したことに伴う、給食センター運営支援事業300千円。小中学校教職員のオンライン研修開催費用を支援する、オンライン研修支援事業120千円。大型紙芝居及び大型絵本の購入を行う、図書館パワーアップ事業300千円。

次に、経済活動の回復に関連する事業ですが、事業費32,050千円を見込んでおります。

幹線系統・広域バス運行业者を支援する、公共交通特別支援事業350千円。感染症の影響を受けながらも新規ビジネスへ取り組む事業者を支援する、新規ビジネス促進事業6,900千円。商品券による町内消費喚起と町内企業の支援を図る、町内消費喚起事業21,500千円。出荷バックヤードを施設外に設置する、道の駅コロナ感染症対策整備事業3,300千円。

次に、強靱な経済構造の構築に関連する事業ですが、事業費で87,150千円を見込んでおります。遠隔診療ができるよう、テレビ電話機能を持った、まげなねっとの告知端末を整備する、IP告知端末テレビ電話機能拡張事業34,527千円。まげなねっと有線テレビ放送波を2チャンネル展開し、災害時の迅速な情報提供を行う、自主放送サブチャンネル運用開始事業6,944千円。オンラインによる移住や交流促進を図り、定住人口の増加を目指す、新たな生活様式に対応した移住交流促進事業2,500千円。職員の分散勤務ネットワーク環境を整備する、サテライト事務所環境整備事業3,300千円。テレビ会議用パソコン等の整備334千円。テレビ会議を行うための機器整備を行う、公共施設テレビ会議システム整備事業3,200千円。投票用紙自動交付機を導入して、投票所の



番外左田野  
総務財政課  
長

感染防止を図る、選挙投票所公共的空間安全・安心確保事業4,455千円。接触期間を減らすために宅配ボックスを設置する、公営住宅宅配事業600千円。文化芸能団体のパフォーマンスをまげなねっとTVにて放映する、無観客配信支援事業900千円。一人一台の端末を整備する、小中学校へのタブレット端末整備事業24,308千円。オンライン学習に取り組めるよう、教育環境整備まげなねっと加入補助金272千円。

これらの事業により、感染症対策を推進することは勿論、事業継続や、雇用維持等への対応を後押しするとともに、「新しい生活様式」等への対応を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、交付金事業以外の主な補正について説明させていただきます。26ページ、歳出をご覧ください

総務費では、前年度の繰越金の半額を積立てるための、公共施設等総合管理基金積立金18,200千円。特別定額給付金事業精算見込みに伴う減額7,078千円。働き方と家庭の時間調査アンケートに伴う協力者への謝礼1,018千円。因原の消防コミュニティセンター付近の法面修繕など、町有施設等の工事の増額分1,000千円。過誤納還付金収納見込増大に伴う増額分700千円。三原地区に整備を計画しております河津桜公園整備構想の計画作成業務委託料649千円。法律顧問業務に伴う調査費用など追加費用616千円。公文書保管場所移転に伴う経費430千円。UIターン検討者短期就業体験支援事業補助金150千円。

民生費では、障害児入所給付費負担金など、事業費清算による過年度分の補助金の返還金、15件分、10,450千円。ひとり親世帯臨時特別給付金2,510千円。保育所の感染症対策を支援する、新型コロナウイルス感染症対策支援事業費補助金1,500千円と、保育対策総合支援事業費補助金98千円。

衛生費では、飲料水供給施設設置奨励金1,000千円。感染症予防事業補助金など、事業費清算による過年度分の補助金の返還金、3件分、106千円。

農林水産業費では、因原地区の農地耕作条件改善事業1,000千円。

商工費では、地域おこし協力隊雇用形態変更に伴う増額800千円。

土木費では、定住住宅整備事業の延期に伴う事業費の減額61,053千円。三原地区定住住宅フェンス整備事業5,000千円。

教育費では、西公民館空調工事内容見直しに伴う追加整備工事費用2,630千円。中学校体育館雨漏り修繕工事1,286千円。音戯館配水管修繕1,131千円などがございます。

25ページ歳入をご覧ください。

町税につきましては、今年度の調定見込みに伴う補正でございます。

地方特例交付金、地方交付税につきましては、今年度の交付見込み額の確定に伴う補正です。分担金及び負担金は、林地崩壊防止対策事業地元負

番外左田野  
総務財政課  
長

担金でございます。

国庫支出金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とコロナ関連の補助金以外では、定額給付金給付事業補助金の実績見込みに伴う減額7,078千円。ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業補助金2,510千円。児童手当交付金など過年度精算に伴う追加交付分、3件、771千円。保育対策総合支援事業費補助金98千円。

県支出金では、災害等廃棄物処理事業費補助金12,437千円。定住住宅整備延期に伴います、しまね定住推進住宅整備支援事業費補助金減額7,140千円。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業1,500千円。農地耕作条件改善事業補助金700千円。児童手当交付金など過年度精算に伴う追加交付分、2件、329千円。産後ケア事業費補助金161千円。UIターン検討者短期就業体験支援事業費補助金150千円。事務処理特例交付金65千円。

繰越金につきましては、前年度の決算に伴う繰越金36,251千円。

諸収入につきましては、事業費精算に伴う、過年度の一部事務組合負担金返還金2,203千円。

町債につきましては、定住促進住宅整備事業の減額分41,200千円。緊急防災減災事業債2,600千円。臨時財政特例債の減額1,103千円。そして、繰入金については、各事業に充当するための学校教育施設整備基金1,286千円。ふるさと創生事業積立金649千円。それと、交付税の確定に伴う増額などによりまして、財政調整基金繰入金の減額43,300千円となっております。

27ページをご覧ください。

上段には、先ほど説明しました地方債の補正を計上しておりまして、補正後の令和2年度の起債の限度額は616,994千円となっております。

下段には、先ほど説明しました基金の補正を反映させ、基金の状況をあげておりますが、年度末の基金残高は、総額で2,121,913千円と見込んでおります。

以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長

次に、日程第7、「議案第51号」から、日程第8、「議案第52号」について説明を求めます。番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健  
康福祉課長

議案第51号、令和2年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ7,418千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ506,825千円とするものです。

それでは資料でご説明いたします。9ページをお開きください。

番外櫻本健  
康福祉課長

まず、歳出から説明いたします。2款、保険給付費療養諸費については、保険者間調整に伴う一般被保険者療養費として866千円を追加し、同額を歳入8款、県支出金の普通交付金に計上しております。

3款、事業費納付金医療費分は平成30年度退職被保険者等納付金精算分として117千円分を追加しております。

9款、基金積立金については、前年度繰越額の2分の1、2、529千円を積み立て。

11款、諸支出金については、前年度実績によります保険給付費等交付金返還金として3,906千円を追加しております。

歳入につきましては、1款、国民健康保険税は本算定により300千円を追加し、13款の基金繰入金は財源不足分として131千円を追加しております。

14款、前年度繰越金として5,057千円を計上し、15款、諸収入には普通交付金過年度分返還金として1,064千円を計上しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

々

続きまして、議案第52号、令和2年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、説明させていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ84千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ143,942千円とするものです。

それでは資料でご説明いたします。5ページをお開きください。

歳入の欄をご覧ください。1款、後期高齢者医療保険料は本算定により、特別徴収保険料が1,812千円の増額、普通徴収保険料は1,746千円の減額で、計66千円を追加しております。

また、5款、前年度繰越金として18千円を計上しております。

この歳入合計補正額84千円について、歳出の2款に、後期高齢者医療広域連合への保険料分納付金として同額を計上しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願い致します。

議 長

次に、日程第9「議案第53号」について説明を求めます。

番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地  
域整備課長

議案第53号、令和2年度川本町簡易水道事業特別別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

今回の歳入歳出の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,176千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ241,471千円とするものでございます。

予算説明資料の7ページをお開きください。

今回の主な補正は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う公共空間での感

番外伊藤地域整備課長 染リスク軽減を図るため、水道料金のコンビニエンスストア及びスマートフォン決済を行うための水道料金システム改修費でございます。

まず歳出におきましては、委託料としてシステム改修費3,575千円の増額。水道事業基金積立金として、前年度の繰越金が確定しましたので、2分の1以上の額、601千円を基金に積み立てるものでございます。

次に歳入におきましては、国庫支出金繰入金としてコロナ対策交付金3,575千円、前年度繰越金として601千円を計上するものでございます。以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いを致します。

議長 次に、日程第10、「議案第54号」から、日程第14、「議案第58号」について説明を求めます。番外高砂会計室長。

番外高砂会計室長 「議案第54号」から「議案第58号」について、一括ご説明申し上げます。本議案は、令和元年度川本町一般会計及び川本町特別会計の歳入歳出決算認定で、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して、議会の承認を求めるとのことでございます。

それでは、各議案について説明させていただきます。

最初に、「議案第54号、令和元年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」であります。

決算書の2ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、調定額46億9千863万9千598円に對しまして、収入済額は、46億5千719万5千706円となっております。

不納欠損額につきましては、760万1千457円。収入未済額につきましては、3千384万2千435円となっております。

続きまして歳出でございますが、4ページをお開きください。

支出済額は、46億397万7千344円。翌年度繰越額は、7億4千862万円。不用額が、7千135万5千656円となっております。

続きまして、実質収支に関する調書でございますが、5ページをお開きください。3番目の、歳入歳出差引額は、5千321万8千362円。翌年度へ繰越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額1千88万7千円と事故繰越額608万円を差引いた実質収支額は、3千625万1千362円であり、この金額が繰越金となっております。

々 続きまして、「議案第55号、令和元年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。

決算書の、1ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、調定額5億2千257万3千804円に對しまして、収入済額5億1千355万9千343円となっております。

不納欠損額につきましては、122万8千170円、収入未済額につきましては、778万6千291円となっております。

番外高砂会  
計室長

続きまして、歳出でございますが、2ページをお開きください。  
支出済額は、5億850万3千170円。翌年度繰越額はございません。  
不用額は、1千205万830円となっております。  
続きまして、実質収支に関する調書でございますが、3ページをお開きください。3番目の、歳入歳出差引額は、505万6千173円で、翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、実質収支額は、505万6千173円となっております。

々

続きまして、「議案第56号、令和元年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」であります。  
決算書の、1ページをお開きください。  
まず、歳入でございますが、調定額1億3千483万1千27円に対しまして、収入済額は、1億3千480万4千967円。収入未済額につきましては、2万6千60円となっております。  
続きまして、歳出でございますが、2ページをお開きください。  
支出済額は、1億3千478万7千257円。翌年度繰越額はございませんので、不用額は、138万9千743円となっております。  
続きまして、実質収支に関する調書でございますが、3ページをお開きください。3番目の、歳入歳出差引額は、1万7千710円で翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、実質収支額は、1万7千710円となっております。

々

続きまして、「議案第57号、令和元年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。  
決算書の、1ページをお開きください。  
まず、歳入でございますが、調定額3億4千579万5千136円に対しまして、収入済額は、3億4千430万6千707円。収入未済額につきましては、148万8千429円となっております。  
続きまして、歳出でございますが、2ページをお開きください。  
支出済額は、3億4千370万4千752円。翌年度繰越額は、1千13万円。不用額が、145万3千248円となっております。  
続きまして、実質収支に関する調書でございますが、3ページをお開きください。3番目の、歳入歳出差引額は、60万1千955円。翌年度へ繰越すべき財源はございませんので、実質収支額は、60万1千955円となっております。

々

続きまして、「議案第58号、令和元年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」であります。  
決算書の、1ページをお開きください。  
まず、歳入でございますが、調定額、5千41万8千863円に対しまし

番外高砂会計室長 　　て、収入済額は同額の、5千41万8千863円で、収入未済額はございません。

　　続きますして、歳出でございますが、2ページをお開きください。

　　支出済額は、5千41万8千863円で、不用額は、1万2千137円となっております。

　　続きますして、実質収支に関する調書でございますが、3ページをお開きください。歳入歳出差引額<sup>ぜろ</sup>0円が実質収支額となっております。

々 　　以上が、令和元年度川本町一般会計及び川本町特別会計の歳入歳出の決算額であります。

　　財産に関する事項につきましては、「議案第54号」の48ページ以降に、公有財産、物品、債権、基金ごとの調書に、令和元年度中における増減明細を付けております。また、普通会計決算状況、主要施策の成果、健全化判断比率、資金不足比率を添付しております。

　　川本町監査委員による、川本町歳入歳出決算審査意見書につきましては、「議案第58号」のあとに添付しておりますので、ご確認願います。

　　なお、各会計ごとの詳細につきましては、後ほど設置予定の、決算特別委員会において説明をさせていただきます。

々 　　以上、令和元年度川本町一般会計及び川本町特別会計の歳入歳出決算についての、概要説明とさせていただきます。

　　ご審議を賜り、原案どおり認定して頂きますよう、よろしく願いいたします。

議 長 　　決算審査意見書の報告について、後ほど設置予定の決算特別委員会において、監査委員より報告をいただくことになっております。

々 　　次に、日程第15、「諮問第1号」から、日程第17、「諮問第3号」について、説明を求めます。番外野坂町長。

番外野坂町長 　　「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について」。

　　下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

　　住所、川本町大字南佐木343番地。氏名、市原<sup>いちはらかずまさ</sup>和正。昭和23年6月24日生まれ。

　　令和2年9月11日提出。川本町長 野坂一弥。

々 　　「諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について」。

　　下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

番外  
野坂町長

住所、川本町大字川本1895番地。氏名、<sup>うえだかなえ</sup>上田香苗。昭和26年5月27日生まれ。  
令和2年9月11日提出。川本町長 野坂一弥。

々

「諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について」。  
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。  
住所、川本町大字因原146番地25。氏名、<sup>はらたとしこ</sup>原田敏子。昭和51年1月1日生まれ。  
令和2年9月11日提出。川本町長 野坂一弥。  
なお、任期はいずれの方も令和3年1月1日から令和5年12月31日までです。  
以上でございます。よろしくお願い致します。

議 長

以上で、「議案第49号」から「諮問第3号」までについて、執行部からの提案理由の説明を終わります。

々

ここで、暫時休憩と致します。再開は午前11時10分から行います。  
(午前10時55分)

議 長

会議を再開いたします。(午前11時10分)

々

それでは、「議案第49号」から「諮問第3号」までについての質疑を行います。

々

これより、全員協議会に切り替えます。(午前11時10分)

(全員協議会へ切り替え・・・議案第49号から諮問第3号までを全員協議会として審議・質疑：決算認定案件の議案第54号から議案第58号は除く)

々

「議案第49号、川本町議会議員及び川本町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について」の質疑はありませんか。

(「・・・・」)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

次に、「議案第50号、令和2年度川本町一般会計補正予算(第6号)」について、質疑はありませんか。7番植田議員。

この新型コロナの補助金等が主な内容になると思いますが、我々議員は、

7番  
植田議員　このものを審査するにあたって、やはりもう少し上手な作文を書いていた  
きたい。コロナと何の関連があるのかなってというようなものまで出てきて  
おります。確かに使い勝手の良い予算だとは思いますが、もっと私たちが指摘  
せずにおれるような書き方をして下さい。これではあまりにも、なあなあで  
議会でやっていけるんだってというような書き方です。苦言を呈しておきます。

議　長　　答弁いますか。  
          (「ひとつひとつ言ってほしいですか」植田議員の声)  
          答弁いますか。  
          (「もちろん」植田議員の声)  
          どなた。番外町長。

番外  
野坂町長　　ただいまの植田議員のご質問にお答え致します。これは前回の8月20日  
の全員協議会のところで、これは片岡議員の方からも、このコロナ交付金の  
使途について、しっかりと吟味した上で制度を構築して、その主旨のとおり  
に支援になるようにというご指摘の上で重ねて、この度の植田議員の方から  
のご質問でありました。それぞれの担当課で今回、国が想定をしております  
4つの段階の施策に向けて検討を重ねて参ったところでありまして。ご指摘の  
ようにですね、一部事業についてはこの交付金の最終的な支援をどこにどう  
いう目的で、最後どのように支援していこうかという事が、今回の資料上では  
不十分だった点はあるかなというふうに反省致しております。ただいま  
包括的にその事をご指摘いただきましたので、最終的に事業制度を組み立て  
て、皆様に感染予防とそして社会経済活動の維持の両立に向けた支援に着実  
にあたっていくよう実施段階で、しっかり検討して成果を上げていくように  
心してあたって参りたいというふうに考えております。

議　長　　はい、7番植田議員。

7番  
植田議員　　あくまでも私たちは議員です。皆さんが執行部が出された議案を審査する。  
そして正しく使われているかどうか、その事をチェックするのがこの議会の  
場であり、私たちの使命です。そこを皆さん汲んで下さい。敢えて目をつむ  
った事がなくて済むようなものを出していただきたい。いちいちひとつひ  
とつは上げませんが、産振さん(=産業振興の略)、特にあなたのところが  
多いです。それからひとつ、産振の方に質問させて下さい。商品券事業、あ  
りましたよね。その分析はされましたか。例えば町内、川本の中にある、因  
原にある、三原にある、いろいろ商店があると思うんですが、どういうところ  
に、主にその商品券が流れていったか。例えば、因原の大型店等へ流れて  
いって外資の方で使われていったのか。きちんと既存の、既存という言い方  
はおかしいですけども、従来からある、この川本町の商店等で消費されて、  
そこに本当に効果が出たか。そういう分析はされておられますか。



議 長 番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産業振興課長 今回の商品券の販売の状況。それから実際の店舗で使われた、どこにどれだけいっているのかというのは集計が出来ておりませんが、今回の事業を進めるにあたって前の時の商品券の販売の状況、店舗ごとにデーターをいただきましたので、議員、仰られるように大型店に集中してしまったという、そこらへんを考えながら、事業を組み立てたつもりではございました。その中で特に飲食店、このあたりへの落ち込みが今回のコロナの関係で多かったもので、プレミアム食事券というものを別立てでさせていただいたところでございます。今回の商品券の売上げの消費が、こういった傾向だったのかというのは、これからしっかり分析をして次に繋げていきたいというふうに思っております。ご指摘ありがとうございました。

議 長 7番植田議員。

7番植田議員 やはりその商品券を買った町民の皆さん、それはそれなりに有り難く懐にとって優しい施策であったとは思いますが、ただ、本当にその大型店に流れて、地元の方に落ちなかったっていう事があるのであれば、他の手も考えなくちゃいかんのかなと思います。例えば、国の持続化給付金で、あたらぬ分を町としてやりましたよね。法人で30万、個人で20万ですか。私は有り難い事だったと思います。各この小さな商店が20万、30万の利益を上げようと思ったら大変な事です。なんぼ売り上げなきゃいけないかという事です。ですから、この度も可成りプレミアの付いた商品券を出しておられますが、それがまたそういう大型店へ流れていったのであれば、住民にとって懐には良かったかも知れないが、やはり商売人にはあまり効果が無いんじゃないかなと言う気はせんでもないです。やはり私は町の持続化給付金を継続して欲しかった。商品券が回ってきても、その商品券が30万、20万の利益を出そうと思ったら大変なんです。しかし、落ち込んでいる業種はたくさんあると思います。そういうところに、もっと目をかけて継続して欲しかったなと思います。どこかで補正が組まれるものなら考慮してやって下さい。以上。

議 長 番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産業振興課長 持続化給付金の第2段のお話がでましたが、5月の臨時会で補正させていただいたものです。現在、3月から5月。それから6月から8月の段階で落ち込みに対して給付金を給付しております。現予算の中で次の第3段と言いましょか、9月から後の部分での落ち込みに対しての給付につきましては、ご意見のあったとおり今、検討している段階であります。

議 長	他にありませんか。4番本山議員。
4番 本山議員	ちょっと今、植田議員の言われた事に対して、もう少しちょっと言わせていただきたいと思います。今回の商品券でございますけども、街の商店の声と致しましては、商品券と現金の交換が半月掛かるんですね。前は1ヶ月だったんですけども、今は半月に短縮されておりますけれども、現金が手に無いと仕入れも出来ないという様な商店もたくさんございまして、ちょっとそういうところももう少し配慮をしていただければ、このプレミアム商品券の価値がもう少し上がるんじゃないかなというような気が致しますので、ちょっと考えてみて下さい。
議 長	番外湯浅産業振興課長。
番外湯浅産 業振興課長	そういったお声、商工会の方にお伝えしております。次の大型の賞金が出ますので、そのあたり商工会と運用の部分について、しっかりやりとりしたいと思いますので、よろしくお願い致します。
議 長	他にありますか。1番香取議員。
1番 香取議員	遠隔診療の関係で1つ伺いたいと思います。遠隔診療は是非、進めていただきたいくて、この機会に端末を入れるのはとても良いと思うんですけども、金額が可成りこの中で一番大きく34,500千円ぐらいとなっているので、その内訳についてどのような機材を入れて、確か100人分ぐらいでこのぐらいの値段という事なんですけど、一人あたり30万ぐらいになるので、おそろくシステム全体に入れてという事になると思うんですけども、内訳とどいう物を入れるのかというのを詳しく教えていただければと思います。
議 長	番外まちづくり推進課長。
番外瀬上ま ちづくり推 進課長	ただいまご質問いただきましたIP告知端末の更新でございます。内容と致しましては新しい告知端末100台の取り付け費用等を込みまして、約1,800万ということになっております。それであとテレビ機能のアプリを追加するという事でプログラムの方を直すという事で、そちらの方で1,400万というところでございます。以上です。
議 長	はい、1番香取議員。
1番 香取議員	ランニングコストなんかは掛からないものなんでしょうか。
議 長	番外瀬上まちづくり推進課長。

番外瀬上まちづくり推進課長      ランニングコストにつきましては、現在、機器を使っております。それと同じ形の入り方になりますので、費用については大きく変わるという事はないと思っています。

議 長                      はい、1 番香取議員。

1 番香取議員              はい、ありがとうございます。そうすると、これを入れる際に遠隔診療をやる時に、いろいろ多分やり方はあると思うんですね。敢えてインターネット回線を使わずに、これをやられるという事なんですけれども、インターネットを使う事が出来ない人への配慮だと思うんですけれども、本町、光回線が全域で使えるようになっているので、その回線を活かすという点も多分あったと思うんですよ。それで比較検討等なされたところがあれば、もしあれば教えていただけますでしょうか。

議 長                      番外副町長。

番外杉本副町長              今回のですね最大の要素というのは、川本町内であればインターネット契約をせずに、こういったテレビ電話のやり取りが出来るというところであります。従来のやり方でいきますと、高齢者のご家庭でインターネット契約をしていただいた上で、契約料というのが発生するんですが、そういった仕組みがないとテレビ電話っていうのはなかなか出来なかったところなんですけれども、今あるサーバーにアプリケーションを追加する事で、これは川本町内の域内でありますけれども、無料でそういったテレビを使ってやり取りが出来るという事になっております。それは最大のメリットというところでございます。

議 長                      はい、香取議員。

1 番香取議員              はい、分かりました、ありがとうございます。もう一点だけ、せっかく入れるとなると汎用性というかが？あるのかなというのが気になるんですが、町内だけで使えるようなものっていう事になるんですかね。

議 長                      番外杉本副町長。

番外杉本副町長              これは、まげなねっとという町内のサービスという事で提供しているものでございます。これがなかなか域外というところでは、やはりインターネット契約というものを介していうものでないとならんという事になります。

議 長                      はい、香取議員。

1 番  
香取議員

はい、ありがとうございます。何でこういう質問をさせていただいたかという、今こういうご時世の時にテレビ電話についていうと、ちょっと戻るような、時代が戻るような感覚を少し感じていて、例えば10年後とかに、これを使っているのかなというのは気になるところで、それをいれるんだったらインターネット回線を何らかで補助して入れてもらってやった方が、先々使えるんじゃないかなと思ったもので、この質問をさせていただきました。そのあたりも比較されたという事でしたら、是非、遠隔診療は進めていただきたいと思うので、よろしくをお願いします。

議 長

番外杉本副町長。

番外  
杉本副町長

この遠隔診療については医療事業者の方が非常に強く希望されているというところがございます。わざと病院の方に出向いていただかなくても、一定程度の初診は必ず診たいという事ではありましたけれども、それ以降の診察に関してはテレビで顔を見ながらできればお越しいただく事はないという事であって、コロナで受診をされるという事を控えられている方の事も勘案して導入するという事としております。確かにですね仰られるとおり、先々でこれが使われるかどうかという事ですね、やはり今一定程度のどれぐらいの年代の方までか分かりませんがスマホが使われる時代となっております。そういった方々が高齢者になった時には、また違うやり方の診療なり、そういったスタイルが出てくるかというふうに思っておりますが、今現時点では、その医療機関の方が望まれるという仕組みを取り入れるという事で検討しているところでございます。

議 長

他にありませんか。2番中平議員。

2 番  
中平議員

新規ビジネス促進事業ですね、これに6,900千円計画してありますが、これはコロナの関係、感染症の影響を受けながら新規ビジネスに取り組むという補助というふうになってますが、何となくおぼろげでよく分からないところがあるんですが、具体的にどこかを想定されているとか、以前そういうところがあったけど予算がなくて、このコロナに引っかけたと言ってはおかしいですけど、そういう事になっているのかちょっと教えていただきたいと思えます。

議 長

番外湯浅産業振興課長。

番外湯浅産  
業振興課長

実際にコロナの影響で事業の業績が落ちている、売り上げが落ち込んでいるところで、例えばその事業の拡大なり新しい業務に取り組むだとか、そういったところの支援がひとつあります。それからこういったコロナの関係で都会から事業を川本に移すだとか、そういった動きも多少の全国的には

番外湯浅産業振興課長 都会から地方へという動きもあるようでございますので、そういったところへの対応というところでコロナの影響を受けた新規ビジネス、それから都会地からの事業を川本で新規に興すというところへの事業になります。

議 長 はい、2番中平議員。

2番中平議員 これは、今からどこかを通じて募集とか案内をされて始めて応募があれば動くという事でしょうか。

議 長 番外産業振興課長。

番外湯浅産業振興課長 直接、本人さんと具体的なお話はしておりませんが、そういった要望とございますか動きの方は掴んでおりますので、場合によってはこの事業を使われるという事にもなるかと思っております。

議 長 はい。この件よろしいですか。  
（「はい」の声あり）  
7番植田議員。

7番植田議員 黙っていようと思ったんですが、今、出ましたんで聞きますが、こういう予算がでてくるのであれば、多分、満額補助じゃないと思うんですね。10分の10じゃないと思うんですよ。こういう予算が出る時には、そのやっぱり補助の規定ですよ、事業費に対して、3分の1補助であるとか、上限はなんぼだとか、そういうものも一緒に提示されてこない、我々は審査しようがないって言うんですかね、片方だけ出ていて、そういう運用規定が無いって言うのは、おかしいと思うんですよ。満額補助なら満額補助で出すとか、そういう説明がないといかんと思います。ただこういうものに関しては満額補助なんかはあってはならない。これは前例になりますからね、この前も言いましたけれど。コロナで使い易いものがきたからやったんだと言った時に、次にはやらないじゃ済みませんからね。前例になりますので、だからそういうところも一緒に提示していただかないと、我々は本当は審査出来ない。

議 長 はい、番外産業振興課長。

番外湯浅産業振興課長 補助率につきましては2分の1、上限200万円という事にさせていただいております。満額ではなくて、例えば地域商業支援事業とか既存の新規開業空き店舗活用の事業がありますけれども、それと同様の補助率というふうになっております。



議 長

お諮り致します。

お手元に配布してあります「議案第54号」から「議案第58号」に関しては、あらかじめ議会運営委員会において協議されておりますが、定数9人の委員で構成する「決算特別委員会」を設置し、これに令和元年度一般会計及び特別会計の決算に関する審査並びに調査を付託のうえ、調査が終了するまで、議会閉会中も継続して調査をする事が出来ることに致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

々 よって本件につきましては、9人の委員で構成する「決算特別委員会」を設置し、これに付託して、調査することに「決定」致しました。

々 ただいま設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、そのように「決定」致しました。

々 次に、委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会におきまして、あらかじめ決定していただいておりますので、その結果をご報告します。

々 委員長に6番石川議員、副委員長に5番木村議員、以上のとおり、正副委員長に選任したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

々 そうしますと、正副委員長は、そのように選任されました。

々 それでは続いて、日程第19、「陳情第1号」、「陳情第2号」の件を議題と致します。

々 本日まで受理しました陳情は、お手元に配布しております「陳情文書表」のとおりであります。

々 会議規則第91条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたしましたので、ご報告を致します。

以上をもって、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

(午前11時34分)

この会議録は、川本町議会事務局長 名原 昌邦 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員